

あなたの「子育て」に役立つ情報がいっぱい！
子育て応援サイトQR

しまいく



子どもが病気やけがをしたときに

病児・病後児保育のご案内

TOPIC
☎保育支援課 ☎ 36-7195

病児・病後児保育とは

▼次の状況にある場合に、看護師・保育士が子どもを預かり、状態に応じた看護・保育を行います。

●市内に住むおおむね小学6年生までの子どもが、病中または病气やけがの回復期にある場合

●保護者が就労などの理由（冠婚葬祭・傷病・出産などを含む）により、家庭で保育できない場合

【病児保育施設の利用例】

子どもが急に発熱したが、保護者が諸事情で保育できないとき
※新型コロナウイルス感染症や麻疹を除く。

【病後児保育施設の利用例】

風邪などで熱は下がったが、まだ保育所や学校には行けず、保護者が仕事を休めないとき
※感染症の子どもは、お預かりできません。利用するには、登園（校）許可証が必要です。

利用時の注意点など

- ▼かかりつけ医などで診療を受け、病児保育・病後児保育の利用許可を得てから利用してください。
- 受入要件／次の全てを満たすこと
- 安静が必要であり、集団生活に支障を来す
- 重篤な基礎疾患がない
- 口から水分を摂れる
- 点滴や入院の必要性がない

■ 市内病児保育施設・病後児保育施設一覧

| 施設 | 実施場所 | 電話番号 | 利用時間 | 料金 |
|---------|--------------|---------|------------|---------------|
| 病児保育施設 | リバティ病児保育室え〜ら | 39-3777 | 8:30～17:00 | 2,300円(1日) |
| 病後児保育施設 | 島田聖母保育園 | 37-5430 | 9:00～16:00 | 各施設へ 問い合わせ |
| | 初倉保育園 | 38-2525 | 9:00～15:00 | |
| | 認定子ども園大津保育園 | 39-5953 | 8:00～17:00 | |
| | 認定こども園五和保育園 | 45-3374 | 8:00～17:00 | |

※当日の子どもの状況により、お預かりできない場合があります。
※利用するには、事前の登録や予約、医師の診療が必要です。詳しくは、各施設にお問い合わせください。



今年度から原則提出が不要となりました

児童手当・特例給付現況届について

TOPIC
☎子育て応援課 ☎ 36-7159

現況届の提出について

▼今年度から、6月以降の児童手当・特例給付を受給するための「児童手当・特例給付現況届」の提出が、原則不要となりました。ただし、次のいずれかに該当する場合は、提出が必要です。

●令和4年1月1日以降に島田市に転入し、児童手当を認定された人

●子と別居している受給者

●離婚などの理由で認定された受給者

●子の両親に代わって児童手当を受給している人

※7月以降に提出した場合、11月以降の振り込みとなる場合があります。令和4年2～5月分手当の振込日は、6月14日(火)です。

提出書類

- 児童手当・特例給付現況届（対象者に支払通知と一緒に郵送）
- 受給者の健康保険証の写し
- その他、別途書類の提出を求められる場合があります。

提出期間／6月1日(水)～30日(木)
(郵送可。当日消印有効)

提出場所／子育て応援課、各支所
受付時間／午前8時30分～午後5時15分(土・日曜日、祝日を除く)
※公務員は、勤務先で手続きしてください。

受給対象／中学校修了までの子どもを養育する保護者